

2020年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の〔事実1〕および〔事実2〕を読んで、各設問に答えなさい。

なお、解答に際しては、平成29年改正民法と改正前民法*のどちらに依拠しても評価は変わらないものとする。

*平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により改正された民法を「平成29年改正民法」、改正前の民法を「改正前民法」という。

〔事実1〕

1. Aは、自己の所有する土地にスポーツバー兼カフェとしての営業用建物（以下「本件建物」という。）を建築するため、2014年1月にB銀行から3000万円の融資を受けた。そして、2014年10月、完成した本件建物にB銀行のための抵当権を設定し、同日、その旨の設定登記もされた。
2. Aは、2014年12月、本件建物の営業スペースに100万円相当の大型の液晶テレビ（以下「物件甲」という。）を壁にはめ込む形で設置し、さらに、500万円相当の高級オーディオセット（以下「物件乙」という。）も設置したうえで、2015年1月より営業を開始した。
3. 2018年10月以降、Aは健康上の理由で働くことができなくなったこともあり、B銀行への返済が滞るようになっていた。Aは、このままでは本件建物に設定した抵当権が実行され、物件甲および物件乙も価値の分からない者の手に渡ると考えた。そこで、Aは、同じくカフェ等を営業している友人CおよびDに相談し、2019年3月1日、物件甲をCに、物件乙をDにそれぞれ譲渡する契約を締結した。なお、この契約の際、CおよびDは、Aから本件建物の抵当権が実行されれば物件甲および物件乙も他人の手に渡ることになると聞いていた。
4. 契約当日、Dは、容易に搬出できる物件乙を本件建物から持ち出し、Dが経営するカフェに設置した。Cは、物件甲を持ち出そうとしたが、壁にはめ込まれており壁の相当部分を壊さなければ取り出せなかったため、その工事の手配を専門業者Eに依頼したにとどまった。
5. 2019年4月、B銀行はAが債務不履行に陥っているため本件建物の抵当権を実行しようと考え、本件建物を調べたところ、物件乙が持ち出されていることに気づいた。また、そのとき、たまたま物件甲を取り外すための工事の下見に来ていたEから、Cの依頼によりEが物件甲を壁から分離してCのもとに持ち出そうとしていることを知った。

〔設問 1〕

- (1) B 銀行は、C に対して物件甲の本件建物からの搬出を阻止したいと考えているが、B 銀行は C に対してどのような法的根拠に基づいて C に請求し得るか検討しなさい。
- (2) B 銀行は、D に対して物件乙の返還を請求した。この B 銀行の D に対する請求は認められるか、D の反論を踏まえて検討しなさい。

〔事実 2〕

8 歳の P は、通学していた小学校において、放課後の校庭開放中、校庭に設置されていたサッカーゴールに向けて、一人でシュート練習をしていた。その際、P の蹴ったボールがゴール上部を超えて、さらにバウンドしたボールが後方 10 メートルに位置する校門の門扉を超えて転がり出たところ、自転車で通行していた高齢の Q がこれを避けようとして転倒し、頭部を強打した結果、死亡した（以下「本件事故」という。）。

Q を相続した X は、P 自身に責任追及しても意味がないと考え、P の親権者である Y に対して、Q の本件事故に伴う死亡についての損害賠償を請求した。

なお、本件事故当時、放課後の校庭は児童に開放され、サッカーなどの球技も禁止されておらず、校門の門扉は閉められていた。

〔設問 2〕

X の Y に対する請求は認められるか。X の請求の根拠を示したうえで、Y の反論を踏まえて検討しなさい。

2020 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：民法】

《出題趣旨》

設問 1 は、抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲についておよび抵当権に基づく物権的請求権について問う基本的な問題である。民法 370 条は、抵当権の効力の及ぶ範囲として「不動産に付加して一体となっている物」に及ぶと規定しているが、この付加一体物に何が含まれるのかについて、民法上付合物や従物概念との関係性が問題となる。

本問においては、容易に搬出が可能な物件乙については、独立の動産として扱うことが可能であるが、カフェに設置されたオーディオセットということで、従物として評価することも可能となる。また、物件甲に関しては壁にはめ込まれており、本件建物に付合したと評価しうる。

問題は、これら物件甲・乙に対して B の抵当権の効力が及んでいるのかという点と、抵当権の効力が及んでいるとして B は C および D に対してどのような請求が可能かという点である。抵当権も物権であるため物権的請求権が認められるとしても、抵当権は非占有担保であり目的物を設定者のもとに留め、設定者の利用を許すものである点で特殊であることを考慮して、B の請求の可否を検討することが求められる。

設問 2 は、社会的にも注目された事件であり、責任能力のない未成年の親権者が、直接的な監視下にならない子の行動について、どの程度監督義務を負うかという問題である。

本問では、事案を簡略化しており、8 歳の P は責任能力がないことを前提に Y に対する 714 条に基づく損害賠償請求の可否が問われている。X の請求は、714 条に基づき Y が P を監督する立場にあったとして請求しているが、親権者の子に対する日常の指導監督と本件事故との関係で Y は責任を負うとすることは、親権者が目の届かないところでの子の遊技行為を完全に禁ずることになるか、あるいは 714 条は無条件に監督責任を負うこととなってしまうといった点を考慮して検討することが求められる。

《解説・講評》

設問 1 は抵当権について、設問 2 は不法行為についての問題であったが、全体としてそれぞれの分野について学習が十分に及んでいなかったという印象であった。抵当権に及ぶ範囲については抵当権の学習においてまず最初に取り組みテーマであるし、しっかりと勉強しておいてもらいたい。また、設問 2 もサッカーボール事件は社会的にも注目を集めた事件であるしこちらもしっかりと勉強してもらいたい。C 日程入試ということもあり、約 2 か月後には 2 年生科目に対応する能力があるかという点を念頭に置いて採点したが、残念ながらほとんどの答案がそのレベルに達していなかったという印象である。